

白子町小学校統合基本計画

(素案)



白 子 町
白子町教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	小学校統合に関する主な取組	3
5	小学校統合スケジュール	1 3
6	施設整備	1 4
	資料	1 5

1 趣旨

全国的な少子化が急速に進む近年、白子町においても児童生徒数の減少により小学校の小規模化が進んでいます。併せて、昭和40年代また50年代に整備された学校施設について経年による老朽化も進んでおり、子ども達が安全な環境で安心して教育を受けるために、学校施設の統合、再整備に向けた計画の策定が急務となっています。このような背景から、国（文部科学省）では平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、都道府県・市町村に向けて少子化に対応した活力ある学校づくりの指針等を示しました。これを受け、白子町では少子化による児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化等に鑑み、子ども達の将来への望ましい教育環境のあり方を見い出すため、『白子町小学校適正配置等検討委員会』を令和4年5月に設置、小学校の適正規模や適正配置、具体的な小学校の配置案、学校再編に関する配慮事項等を諮問し、令和6年1月に最終答申としてその検討結果を受けました。これに伴い、最終答申をもとに、子ども達にとってより良い教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどの基本的な考え方となる『白子町小学校適正配置等基本方針』を策定しました。

『白子町小学校統合基本計画』では、この基本方針に基づき、町立小学校（白子町立白潟小学校・南白亀小学校・関小学校）を3校から1校に統合し、新たに校舎を建て替えることで、老朽化の進んだ教育環境を刷新し、白子町で生まれ育つ未来の子ども達が夢や高い志を抱き、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができるような、よりよい教育環境を創出することを目標に掲げ、学校統合の具体的な方向性を示すものとしています。

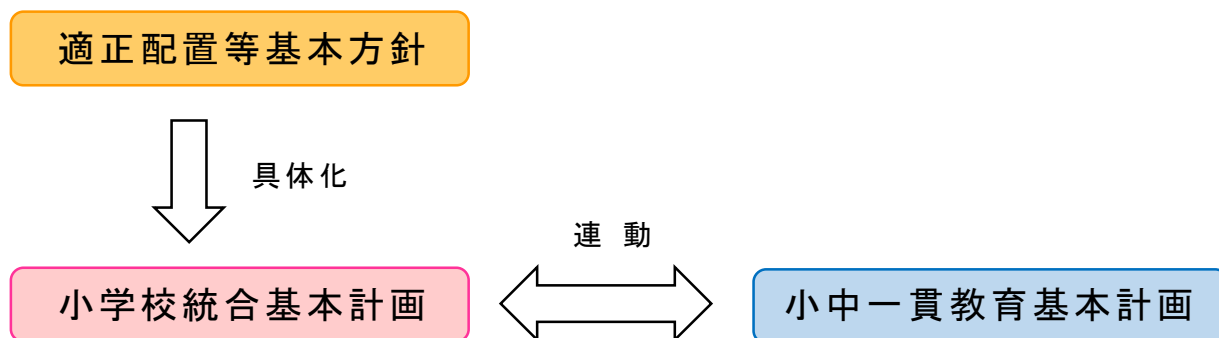
白子町の将来を担う子ども達のよりよい教育環境の実現に向け、白子町小学校適正配置等検討委員会の答申を指針とし最大限の努力を重ねてまいります。

白子町

白子町教育委員会

2 計画の位置付け

『白子町小学校統合基本計画』は、小学校の統合や新校舎の開校に向けて、新たな学校づくりの取組を進めるため、『白子町小学校適正配置等基本方針』を具体化する計画として位置付けています。なお、今後策定する『白子町小中一貫教育基本計画』と連動して実行するものとします。



3 計画期間

統合計画における計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

ただし、国の動向、児童・生徒を取り巻く環境の変化、保護者や地域住民との形成合意等、統合計画の見直しを検討する必要がある場合は、計画期間を変更する場合があります。

4 小学校統合に関する主な取組

白子町では、『白子町小学校適正配置等基本方針』に基づき、将来の子どもたちにとって望ましい学習環境の提供に取り組むため、小学校の統合を実施します。

(1) 白潟小学校・南白亀小学校・関小学校の3小学校を令和10年4月に統合します。

将来の児童数の減少を見据え、少なくとも1学年1学級以上（複式学級が生じない規模）の学校規模を維持するため、現在の小学校3校を統合し1校とします。新しい学校への理解と期待が得られるよう、保護者の協力を得ながら児童の発達段階に応じて説明し、閉校・開校の準備を進めていきます。

文部科学省では、6学級から11学級を「小規模校」として位置づけており、白子町の3小学校においては、全学年において1学級であるため全小学校が小規模校ということになります。また、複式学級の基準は他の学年と合わせて16人（1年生を含む場合は8人）とされており、今後白子町での児童数の減少を考慮すると令和11年度には複式学級になることが危惧されています。

一般的に小規模校は、「児童1人ひとりに目が届きやすい。きめ細やかな指導ができる。」といったメリットも考えられますが、一方では次のようなデメリットが生じると考えられます。

【小規模校のデメリット】

- ・人間関係が固定化しやすく、問題があった場合に解決が難しい。
- ・運動会、遠足、修学旅行等の手段活動・行事の教育効果が下がる。
- ・男女比の偏りが生じやすい。
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に制約が生じる。
- ・多様な考え方に触れる、切磋琢磨するなどの機会が少なくなりやすい。

白子町としてはこれらの問題を解決すべき喫緊の課題とし、児童が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小学校では一定の集団規模が確保されている必要があると考えています。

○令和 6 年度 児童数一覧（令和 6 年 5 月 1 日現在）

（人）

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
白潟小学校	29	22	26	36	35	31	179
南白亀小学校	18	15	21	20	13	31	118
関小学校	14	13	17	18	18	12	92
合 計	61	50	64	74	66	74	389

○令和 1 0 年度 児童数一覧（推定）

（人）

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
白潟小学校	11	22	12	27	29	22	123
南白亀小学校	10	10	9	14	18	15	76
関小学校	11	11	14	19	14	13	82
合 計	32	43	35	60	61	50	281

※統合後においても 1 年生・3 年生は単学級（35 人以下になると 1 学級）の可能性が
あります。

（２）統合による新たな小学校は白子中学校敷地に設置することとし、 新校舎の建設工事を行います。

国が推奨する小中一貫教育を将来的に視野に入れ、白子中学校敷地に新たな小学校を設置することにより、義務教育９年間を系統性・連続性に配慮した教育活動を行います。また、統合時に新校舎を建設することで、老朽化の進んだ教育環境を刷新し、令和１０年４月から利用を開始します。

【白子中学校敷地選定理由】

① 小中一貫教育の推進

小中一貫教育とは小学校と中学校が目指す児童生徒像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を目指す教育であり、これまで１０数年以上に渡り、全国的に顕著な成果が明らかになっています。また、小学校と中学校が別々の学校制度として設計されていることによる様々な限界を超えて、この小中一貫教育を積極的に取り組もうとする機運が全国的に高まっています。こうした状況を受け、白子町でも小学校、中学校の垣根を超えて、９年間を見通して児童生徒を育てるという認識のもとに教職員が連携・協働し、学習指導や生徒指導の充実を図っていくため、小学校の統合を機に白子中学校敷地内に小学校を設置することで小中一貫教育を推進していきます。

《小中一貫教育校化のメリット》

これまで小中一貫教育の取組みを行ってきた自治体において、次のような成果が認められています。（文部科学省 小中一貫教育についての実態調査より）

- ・ 中学校への進学に不安を感じる児童が減少した。
- ・ いわゆる「中１ギャップ」が緩和された。
- ・ 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。
- ・ 下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。
- ・ 小中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- ・ 小中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった。
- ・ 小中学校共通で実践する取組が増えた。

《白子町が目指す小中一貫教育》

小中一貫教育では、次のような形態で制度化されています。このうち、白子町では、『併設型小・中学校』を目指します。

小中一貫教育	
1 義務教育学校	1 人の校長の下、1 つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
2 小中一貫型小学校・中学校	（１）併設型小・中学校 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。
	（２）連携型小・中学校 設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合に適用される仕組みです。例）市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子どもの通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立で設置されているケースです。

また、施設形態には 3 分類あり、白子町では『施設一体型』を目指します。

施設一体型	小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。 (校舎が渡り廊下等で繋がっているものを含む。)
施設隣接型	小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。
施設分離型	小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。

※近隣の施設一体型・・・茂原市立本納小中学校・長南町立長南小中学校・市原市立加茂学園・鴨川市立長狭学園

② 防災上の安全性確保

小学校統合による新たな小学校の立地については、津波や洪水災害等に対して安全性の高い場所を確保することを念頭に学校敷地を検討する必要があります。また、学校施設は、日々の学校教育活動や地域活動の施設であるだけでなく、災害時等の避難施設や拠点としての大きな役割を担っています。

白子町では、新たな小学校の立地として次のような災害シミュレーションから、防災上の安全性が確保できると判断し白子中学校敷地を選定しました。

《洪水災害シミュレーション》（白子町洪水ハザードマップより）

想定降雨：南白亀川などが大雨により、洪水が発生した場合（おおむね100年に1度の大雨を想定）

南白亀川流域 24時間の総雨量 288.3mm

一宮川流域 24時間の総雨量 308.0mm

→ 白子中学校敷地は浸水区域ではありません。また、学校では大雨・洪水の各警報が発表された場合、また発表が予想される場合においては、保護者への引き渡しによる下校、休業措置等を行うなど状況に即した対応を実施します。

《津波災害シミュレーション》（白子町津波ハザードマップより）

想定津波：最大クラスの津波（L2津波）。発生頻度は極めて低い（1,000年に1度）ものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

南白亀川河口 最大津波水位 12.1m

浸水深：白子中学校 80cm未満

→ 白子中学校敷地は浸水想定区域となり80cm未満の浸水が予想されますが、学校施設の津波対策としては児童や教員が安全に垂直避難出来るよう屋上にも避難可能な3階建ての新校舎の建設を検討しているところです。

加えて、災害対応マニュアル等を作成の上、安全に避難できるよう避難訓練などを定期的の実施し十分な対策を講じていきます。

《参考》指定緊急避難場所（小中学校）

学校名	校 舎	海からの 距 離 (km)	標 高 (m)	2 階 (m)	3 階 (m)	屋 上 (m)	津 波 対 策
白湊小学校	普通教室棟（2階建）	2	3.6	3.3	—	7.5	○
南白亀小学校	普通教室棟（2階建）	2.1	2.1	3.3	—	7.5	○
	特別教室棟（3階建）			3.9	7.7	11.6	○
関小学校	普通教室棟（2階建）	3.7	3.9	3.3	—	7.5	○
白子中学校	管理教室棟（3階建）	2.6	3.2	3.6	7.1	10.7	○

(3) 令和7年度から保護者・学校職員・地域の代表者などで構成する「小学校統合準備委員会（仮）」を設置し、開校に向け必要な協議を進めます。

小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及びその調整を図るため、「小学校統合準備委員会（仮）」を設置し、様々な内容を話し合っていきます。開催された会議の内容を広く周知し、保護者や地域の皆さま及び関係機関の方々と情報共有するため、会議録及び資料等を公開します。

◎小学校統合準備委員会では専門部会を設置し、具体的な事項について検討します。

小学校統合準備委員会（仮）			
総務部会	施設部会	学校運営部会	P T A ・ 地域部会
・ 学校名 ・ 校章 ・ 校歌 ・ 校則 ・ 式典 ・ 運動着 等	・ 校舎整備 ・ 設備、備品 ・ スクールバス ・ 通学路 等	・ 教育課程（カリキュラム） ・ 小中一貫教育 ・ 教材、教具 等	・ P T A 組織 ・ コミュニティスクール ・ （学童クラブ）等

小学校統合を円滑に進めるためには、保護者や地域の皆さまのご理解、ご協力が不可欠です。

今後、多くの取り決め事項を決定していかなければなりません。行政が一方的に推し進めるのではなく、保護者や地域の皆さまに主体的に協議していただいたり、アンケートやパブリックコメントなどを実施し、皆さまからの意見を十分に尊重した上で適切に決定していくよう努めます。

（４）各小学校の歴史・伝統等に配慮した新たな学校づくりに努めます。

それぞれの小学校には、長年の歴史や培われた伝統があり、地域住民には愛着や誇りがあります。各校の歴史や伝統を継承しつつ、子どもたち・保護者・地域から愛される新たな学校づくりに努めます。

（５）新たな小学校の学校名は、広く意見募集した上で親しみやすく地域に愛されるものを選定します。

新たな学校名は、地域の皆さまに広く意見募集し、準備委員会・教育委員会の協議により、子どもたちが「ふるさと白子町」をいつまでも敬愛でき、地域に愛されるものを選定します。選定後は、小学校設置条例を改正するため、町議会に一部改正案を上程し、新たな学校名を決定する予定です。

（６）児童の通学距離に応じてスクールバス等を運行し、登下校の利便性と安全性を両立します。

スクールバスの運行については、「通学距離が、小学校にあっては概ね４キロメートル以内、中学校にあっては概ね６キロメートル以内であること。」が目安として文部科学省より示されています。この基準を超える場合、スクールバス等を導入し、遠距離通学の緩和を実施することが望まれています。

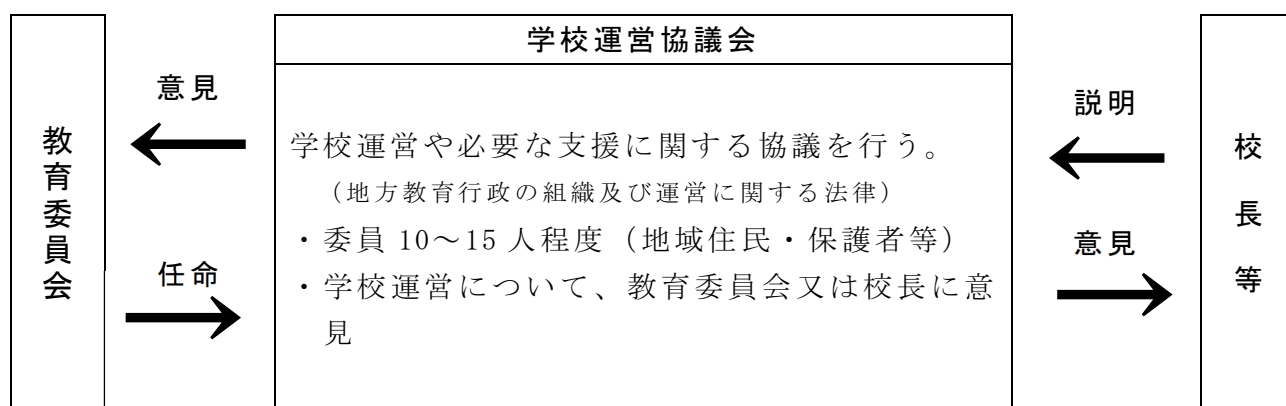
白子町では小学校統合により通学距離や通学時間が長くなる児童に対して、安全面や身体的負担に配慮し、スクールバス等の交通手段を導入するなど、統合準備委員会の議論を経て効率的な運行を検討していきます。

（７）子ども達の不安や動揺が軽減できるよう、支援体制を充実させます。

小学校統合により、「新たな環境でなじめるか。」「新しい友人関係が築けるか。」など子ども達が不安を抱くことも考えられます。このような不安や動揺をできる限り軽減できるよう、一人一人の思いや心の状態をしっかりと受け止め、その気持ちに寄り添いながら支援できるような教育相談体制の充実に取り組みます。また、学習支援員等を配置することで、きめ細やかな学習ができるよう支援していきます。

（８）学校運営協議会を設置し、学校と地域が連携・協働する『地域とともにある学校づくり』を推進します。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。統合後は新たに、学校運営協議会を設置・運営することで、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の皆さまと共有し、地域と一体となって子ども達を育む『地域とともにある学校』を目指します。



（９）統合後の小学校跡地は、町の活性化や地域振興に資するよう最大限の有効活用を図ります。

小学校跡地は貴重な財産であることを鑑み、広大な敷地や施設を生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設としての活用、また民間事業者等への貸し付けなど地域の実情やニーズにあわせた有効活用を検討します。

（10）協議の内容や進捗状況など、小学校統合に関する必要な情報は広く皆さまに情報発信していきます。

学校統合に向けた様々な準備や検討を、関係者の方々にご協力をいただきながら本格的に進めていきます。準備委員会での協議事項や決定事項、進捗状況・今後の予定などは、広報誌・ホームページなどで保護者や地域の皆さまに広くお知らせします。

5 小学校統合スケジュール

小学校統合に向け次のスケジュールでスムーズな開校を目指します。

年度	校舎建設等	開校準備	その他
令和 6 年度		○住民説明会 ○パブリックコメント ○基本方針、基本計画策定	
令和 7 年度	○新校舎実施設計 （令和 7 年 7 月～ 令和 8 年 3 月）	○小学校統合準備委員会設置 （開校に向けて具体案を検討 協議） ・学校名 ・校章 ・校歌 ・式典（閉校式、開校式） ・教育課程（カリキュラム） ・施設整備 ・小中一貫教育 ・通学路 ・スクールバス	・跡地活用検討
令和 8 年度	○新校舎建設工事 （令和 8 年 7 月～ 令和 9 年 1 2 月）	・校則 ・運動着 ・教材、教具 ・消耗品 ・P T A 組織 ・I C T 整備	
令和 9 年度			
令和 10 年度	小学校統合（令和 1 0 年 4 月 1 日～）		

※ 開校準備については主な事業を掲載しています。

※ 今後の教育制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。

6 施設整備

(1) 基本的な考え方

- ① 今後、小学校統合準備委員会において、敷地内の配置や必要教室など、検討・協議を重ねていきます。
- ② 普通教室、特別教室、体育館等への動線に配慮し、子ども達が安全かつ円滑に移動ができるよう機能性と利便性を考慮した施設整備を検討します。
- ③ 校舎構造は鉄筋コンクリート造を基本とし、防災力が高く長期的に持続可能な校舎とします。
- ④ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備とします。
- ⑤ 空調設備は児童が授業等で使用する各室に導入し、ランニングコストの低減に配慮した設備とします。
- ⑥ 引き続き I C T 教育を積極的に取り入れられる環境とします。
- ⑦ 騒音対策や工事車両等の安全対策を講じ、白子中学校生徒の授業や生活の妨げにならないように工事工程を計画します。

(2) 主な想定設備

教 室	普通教室、特別支援教室、少人数教室
特別教室	理科室、音楽室、図工室、図書室、P C 教室
生活交流空間	玄関、昇降口、エレベーター、階段、廊下、トイレ
管理諸室	校長室、職員室、会議室、保健室、更衣室、配膳室
運動施設	白子中学校施設共用（グラウンド、体育館、武道場、水泳プール、テニスコート）
付随設備等	野外遊具、スクールバス発着所、駐車場、教室冷暖房

資料

1 児童数の推移

学校名	児 童 数				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
白潟小学校	1 9 6	2 0 3	1 9 0	1 8 9	1 8 0
南白亀小学校	1 5 5	1 3 6	1 4 3	1 4 3	1 3 6
関小学校	1 3 8	1 4 5	1 4 5	1 3 6	1 3 6
合 計	4 8 9	4 8 4	4 7 8	4 6 8	4 5 2

学校名	児 童 数				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
白潟小学校	1 7 8	1 7 5	1 6 6	1 6 2	1 5 8
南白亀小学校	1 4 0	1 3 0	1 2 9	1 4 0	1 4 9
関小学校	1 4 4	1 4 7	1 4 0	1 3 3	1 2 2
合 計	4 6 2	4 5 2	4 3 5	4 3 5	4 2 9

学校名	児 童 数				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
白潟小学校	1 7 0	1 7 9	1 8 2	1 7 4	1 7 9
南白亀小学校	1 3 9	1 3 2	1 3 3	1 1 7	1 1 8
関小学校	1 1 7	1 0 4	1 0 6	9 6	9 2
合 計	4 2 6	4 1 5	4 2 1	3 9 6	3 8 9

※各年度 5 月 1 日現在の児童数。

(見込)

学校名	児 童 数				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
白潟小学校	1 7 5	1 5 2	1 3 8	1 2 3	1 2 1
南白亀小学校	1 0 1	9 7	8 7	7 6	7 1
関小学校	9 9	7 6	8 8	8 2	8 0
合 計	3 7 5	3 2 5	3 1 3	2 8 1	2 7 2

2 小中学校建物基本情報

学校施設名	建 物 名	階 数	延床 面積 (㎡)	建 築 年 (西 暦)	建 築 年 (和 暦)	築 年 数
白 潟 小 学 校	管 理 教 室 棟	2	1,440	1967	S42	56
	教 室 棟	2	495	1973	S48	50
	屋 内 運 動 場	2	942	1977	S52	46
	特 別 教 室 棟	2	827	1980	S60	38
南 白 亀 小 学 校	管 理 教 室 棟	2	1,442	1968	S43	55
	屋 内 運 動 場	2	527	1971	S46	52
	特 別 教 室 棟	3	1,046	1978	S53	45
関 小 学 校	教 室 棟	2	1,326	1969	S44	54
	屋 内 運 動 場	2	581	1972	S47	51
	管 理 教 室 棟	2	1,000	1980	S55	43
	教 室 棟	2	334	1982	S57	41
白 子 中 学 校	管 理 教 室 棟	3	1,623	1964	S39	59
	教 室 棟 1	3	997	1963	S38	60
	教 室 棟 2	3	1,240	1963	S38	60
	武 道 場	1	565	1982	S57	41
	特 別 教 室 棟	1	456	1985	S60	38
	屋 内 運 動 場	2	1,139	2011	H23	12

白子町小学校統合基本計画

発行年 令和 7 年 月

発 行 白子町教育委員会

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5038 番地の 1

TEL : 0475-33-2144 FAX : 0475-33-7461

URL : <http://www.town.shirako.lg.jp> E-mail : kyouiku@town.shirako.lg.jp